

別表第2-1

ストーマ用装具の代替品

	品目	障害及び程度	対象年齢 (原則)	価格 (円)	備考	耐用 年数
	洗腸装具 ※価格は固定用テープ及び介護用洗浄用品を含む。 ●	ぼうこう又は直腸機能障害者であつて、次の何れかに該当する者 ① 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ装具を装着することができない者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者 ② 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者 ③ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者	3才以上	17,800		6ヶ月
重 複 不 可	紙おむつ等（紙おむつ、紙おむつ代用品（サラシ・ガーゼ・脱脂綿、アナログプラグ、紙おむつ、パッド・パッド付パンツ等）） ※価格は固定用テープ及び介護用洗浄用品、使い捨て汚損防止シートを含む月額とする。	上記のもの	3才以上	8,900 (月額)	排便機能障害がある場合	—
		四肢または体幹機能障害者であつて、脳性麻痺等脳原性運動機能障害（3才未満に発現した非進行性脳病変によるもので、脳炎、無酸素脳症など。但し、乳幼児期以後に発生した疾病等に起因する頭部外傷、脳血管障害者は給付対象外）または筋ジストロフィーで3才未満に発症した脳障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、次の何れにも該当し、紙おむつ等の用具類を必要とする者 ① 自力でトイレに行けないこと。 ② 自力で便座（排便補助具及び洗浄機能付便座の使用を含む）に座ることができないこと。 ③ 介助による定時排泄をすることができないこと。 ただし、自立訓練のために排便補助具との併用を必要とする場合は、原則1年間に限って②に該当しているものとする。		11,700 (月額)	排尿機能障害がある場合	
				20,600 (月額)	排便・排尿の何れにも機能障害がある場合	

(注) 脳原性運動機能障害（移動機能）の場合は、表中の四肢または体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。